

受水槽更新工事現場説明事項

大分森林管理署総務グループ

1. 工 事 名 王子宮林アパート受水槽更新工事
2. 工 事 場 所 大分県大分市王子北町3-43
3. 工程表等の提出 工事請負契約約款第3条及び10条に基づく提出書類は、契約結後14日以内に提出すること。
4. 留 意 事 項
 - (1) 軽微な現設計の変更に伴う増額については、設計変更は行わない。
 - (2) 電気、水道、ガス等の検査に要する費用は請負者の負担とする。
 - (3) 関係機関との協議及び検査に要する各種申請、検査等がある場合は、その手続き並びに費用負担は請負者がすべて行うこと。
 - (4) 電気代・水道代は請負者負担とする。
 - (5) 近隣住宅等に対し、騒音の被害が生じないように十分な措置を行うこと。
 - (6) 工事日程等について必ずアパート入居者に事前に説明・挨拶を行うこと。
 - (7) 一日の作業時間は、基本的に8時30分から17時までとする。
 - (8) 本工事に伴う断水期間は、仮設ポンプ等を設置し、1度の断水で1日以内（断水当日の8時30分から17時まで）とする。
5. 現 場 状 況 説 明
 - (1) 建設敷地内の工事に支障となる物件等の撤去及び手続き等は本工事に含む。
6. 提 出 書 類
 - (1) 工事工程表 1部
 - (2) 主任（監理）技術者届 1部
 - (3) 施行計画書 1部
 - (4) 工程写真 1部
 - (5) 竣工写真 1部
 - (6) 完成図（承認図の完成図） 1部
 - (7) 材料完成簿） 1部
 - (8) 工事完成届 1部